

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(<u>証拠金の外国通貨の範囲</u>) <u>第6条の2 証拠金の差入れ又は預託を外国通貨をもって行う場合については、貴 は、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則により定める範囲のうち貴 が応じられる範囲において外国通貨を受け入れることに異議のないこと。</u></p> <p><u>2 前項の場合における外国通貨の円貨への換算に係る時価(金融商品取引所及びクリアリング機構の規則に基づき決定される時価をいう。)に乗すべき率については、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則により定める率を超えない率として貴 が設定する率とすることに異議のないこと。</u></p> <p>(取引証拠金等の処分) 第13条 私が先物・オプション取引に関し、貴 に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴 の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。</p> <p>(1) 私が差し入れた外国通貨が取引証拠金として直接預託された場合には、<u>クリアリング機構に預託されている外国通貨</u></p> <p>(2) 私が委託証拠金として預託した外国通貨</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(支払不能による売買停止等の場合の措置) 第17条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、私が、次の各号(第1項第1号の事由に該当していない場合は、第2号を除く。)のいずれかに該当した場合は、私の委託に基づく未決済約定は、第1項に規定する金融商品取引所の定めるところにより、私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることに異議のないこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 私が貴 と同一の企業集団に属する者又は</p>	<p>(新設)</p> <p>(取引証拠金等の処分) 第13条 私が先物・オプション取引に関し、貴 に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴 の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(支払不能による売買停止等の場合の措置) 第17条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、私が、次の各号(第1項第1号の事由に該当していない場合は、第2号を除く。)のいずれかに該当した場合は、私の委託に基づく未決済約定は、第1項に規定する金融商品取引所の定めるところにより、私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることに異議のないこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 私が貴 の子会社・親会社であり、かつ、当</p>

貴 と同一の企業集団に属する者と実質的に同視できる者であり、かつ、当該金融商品取引所により支払不能による売買停止等時の建玉の移管を行うことが適当でないとき。

(差換預託の場合の証拠金の取扱い)

第18条 貴 について支払不能による売買停止等が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。)は、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

(1) 外国通貨又は代用有価証券がクリアリング機構に預託されていたときは、クリアリング機構が当該外国通貨の全部若しくは一部をもって円貨を取得して、円貨により返還する、又は当該代用有価証券の全部若しくは一部を換金して、金銭により返還することがあり得ること。この場合において、私とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとされること。

(2) 第5条第1項第2号の規定にかかわらず、次のa又はbのいずれか小さい方の額につき、私の未履行債務額を控除した額に相当する部分について、私が取引証拠金の返還請求権を有すること。

a (略)

b 貴 がクリアリング機構に預託している差換預託分の取引証拠金(前号の規定によりクリアリング機構が外国通貨をもって円貨を取得し、又は有価証券を換金した場合は、差換預託分の取引証拠金として預託している当該取得に係る外国通貨以外の金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該取得後の金銭の額から当該取得に要した費用を差し引いた額の金銭及び当該換金の後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭)を、私を含む貴 の各顧客が貴 に預託した委託証拠金に相当する額に応じてあん分した額

2 (略)

(取次者の遵守事項)

第34条 (略)

2 私が取次者である場合は、次の各号に掲げる事項について貴 に対して通知すること。

(1)・(2) (略)

(3) 第1号の場合において、取引日ごとに(有価証券オプション取引にあつては、毎日。)、クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引

該金融商品取引所により支払不能による売買停止等時の建玉の移管を行うことが適当でないとき。

(差換預託の場合の証拠金の取扱い)

第18条 貴 について支払不能による売買停止等が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。)は、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

(1) 代用有価証券がクリアリング機構に預託されていたときは、クリアリング機構が当該代用有価証券の全部又は一部を換金して、金銭により返還することがあり得ること。この場合において、私とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとされること。

(2) 第5条第1項第2号の規定にかかわらず、次のa又はbのいずれか小さい方の額につき、私の未履行債務額を控除した額に相当する部分について、私が取引証拠金の返還請求権を有すること。

a (略)

b 貴 がクリアリング機構に預託している差換預託分の取引証拠金(前号の規定によりクリアリング機構が換金した場合は、差換預託分の取引証拠金として預託している金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該換金の後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭)を、私を含む貴 の各顧客が貴 に預託した委託証拠金に相当する額に応じてあん分した額

2 (略)

(取次者の遵守事項)

第34条 (略)

2 私が取次者である場合は、次の各号に掲げる事項について貴 に対して通知すること。

(1)・(2) (略)

(新設)

証拠金等に関する規則第25条に規定する申告に係る各申込者の売建玉及び買建玉に係る情報

3・4 (略)

3・4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年2月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年2月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。